

2021年1月8日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会関東連盟
チーム会長・事務局長・監督・審判長各位
役員各位

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
関東連盟 理事長 内藤 正明
(公印省略)

1都3県への「緊急事態宣言」発出に対して

1月7日付、政府の標記発出を受け、リトルシニア関東連盟は、2020年12月11日付メール指示「緊急 現状のコロナ感染拡大期における注意事項(冬休み終了まで)」および関東連盟ガイドライン(6月25日付参考添付)に加筆し、関係者を感染から守るため次の指示をチームに通達します。引き続き厳重な感染症対策をとるとともに、チーム内に共有し徹底してください。期間は、1都3県に政府の緊急事態宣言が発出された1月8日(金)から同宣言が解除されるまでとします。

【チームの活動制限】

- ① 関東連盟の全チームは、地元自治体の指示通達を重視して活動するとともに、選手が通学する中学校が休校や学級閉鎖になった場合、その選手をチームの活動に参加させない
- ② 同様に中学校が部活動を休止した場合、その理由を確認しブロック長・支部長と相談の上対応を決める 単に早い時間の帰宅が理由の場合などは、選手をチームの活動に参加させても良い
- ③ 公営施設を利用する場合、緊急事態宣言下における管轄自治体の指示通達に従う
- ④ 不要不急な遠方への遠征、および同様な練習試合は行わないこととし、宿泊を伴うものは禁止する
- ⑤ 緊急事態宣言が発出されていない地域のチームが、同宣言が発出されている地域のチームに練習試合などで出入りする場合、それぞれのチーム所在地の自治体の指示通達に従う
- ⑥ 引き続き一度に大勢の選手が集まらないよう学年ごとの練習を取り入れる等の配慮工夫をする
- ⑦ 夜間の練習は禁止する 選手や関係者は20時以降不要不急な外出をしない

【注意・禁止事項】

- ⑧ 換気の悪い室内(狭いビニールハウス等)での練習や会合は禁止する
- ⑨ 選手、指導者の大きな声での掛け声や指導は、飛沫感染防止の観点から慎む 円陣を組んでの掛け声は禁止する
- ⑩ 選手、指導者や関係者がグラウンドで食事する際、極力隣との間隔をあけ会話を慎む
- ⑪ 人数や開催時刻にかかわらず、保護者やチーム関係者のグラウンド内外での会食(新年会・懇親会・歓迎会等)を禁止する

【衛生対策】

- ⑫ 選手やチーム関係者、またはその同居家族が新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者となった場合、保健所の指導に従うのはもとより、関東連盟ガイドライン(6月25日付参考添付)に従い、チーム活動を中止し、ブロック長経由支部長に連絡し指示を仰ぐ
- ⑬ 発熱など体調不良者、および家族に同様の症状のある者はチームの活動に参加させない
- ⑭ 練習・試合中以外でのマスク着用、手洗いの徹底など「衛生上の注意」や「保護者への注意」については、関東連盟ガイドライン(6月25日付参考添付)を引き続き徹底して順守する
- ⑮ 体験入部に参加する小学生にも上記は適用する みそ汁など飲食物の提供は禁止する

以上

《参 考》

令和 2 年 5 月 21 日
対外試合追記令和 2 年 6 月 25 日

一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式野球協会
関東連盟チーム会長各位
関東連盟関係各位

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
関東連盟 理事長 内藤 正明
(公印省略)

対外試合再開について(関東連盟)

「新しい生活様式」を継続しつつ 6 月 19 日付、政府の県をまたぐ移動の全面解禁を受け、対外試合（練習試合）について準備のできたチームより 6 月 27 日(土)から再開を認めることとし、5 月 21 日付通達のうち 2)～4)を書き換え通達します。夏季関東支部大会の日程については、各支部の決定に従ってください。

【練習・対外試合再開の条件】

- 1) チームの練習グラウンドのある地区および選手が通う中学校学区で緊急事態宣言が解除され、中学校が通常登校しており、外出への制約がない場合、練習を再開する。
- 2) 各種大会や練習試合については、別紙日本協会のガイドラインに準じて行うほか各支部の指示 に従うこと。7 月中の宿泊を伴う遠征や合宿は認めない。
- 3) 保護者の同意が得られている選手のみ練習や対外試合に参加する。
- 4) 練習や対外試合とも、一度に大勢の選手が集まらないよう引き続き留意する。
- 5) 下記注意事項にくわえ、チーム毎に保護者の協力も得ながら新型コロナウイルス感染防止策を 講じ、指導者・選手・保護者に周知し、監督が責任をもって実行する。・・・対策が不十分と思われる場合、支部や連盟の判断で活動の休止を命じることがある。

【衛生上の注意】

※厚労省が 5 月 4 日に示した感染症対策に基づいた「新しい生活様式」を参考にする。

- 6) グラウンドに来る全ての者は、全員自宅で検温しチームは記録に残す。発熱や咳など体調不良の選手・保護者・家族およびチーム関係者は、グラウンドへの立ち入りを禁止する。同居 者に同様な症状がある者も、同様に立ち入りを禁止する。
- 7) 選手、チーム関係者や保護者・同居家族に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、チ ームの活動を中止し、各ブロック長経由支部長に連絡する。
- 8) グラウンド入退場時や飲食の前、トイレの後の手洗いおよび定期的なうがいを励行する。チームは、手洗い用のハンドソープおよび消毒用アルコールなどを常備する。
- 9) 接触感染予防のため、金属バットやヘルメット等を多人数で使う場合は、都度消毒する。
- 10) 密閉空間（換気の悪い室内）での練習、会議などは行わない。
- 11) 保護者やその家族、チーム関係者は、グラウンドにいる間マスクを着用する。
- 12) 選手、チーム関係者や保護者・その家族は、常にソーシャルディスタンスを意識し、かつ極力大きな声を出さずに飛沫感染予防に努める。ベンチ前などに選手を密集させて指導することは行わない。
- 13) 熱中症が心配される季節に向かうが、飲み物は十分な量を各自持参とし、共通のジャグは使用しない。また保護者のお茶当番はおかない。

【保護者への注意】

- 14) 保護者やその家族は、選手の送迎以外グラウンドに不要な滞在をしないこととし、チームとの 連絡は極力 SNS などを利用し、会議・打ち合わせは学年ごとなど少人数で基本室外にて行う。
- 15) 車での移動時は換気に注意し、大勢での乗合は極力避ける。

以上